

27年4月以降の 幼稚園利用について



詳細については、現在検討中であり、
今後変更となる可能性があります。

平成26年9月 杉並区

27年4月から 子ども・子育て支援新制度が始まります。

○27年4月以降、幼稚園は次の2つの仕組みに分かれます。

1 現行のままの 幼稚園

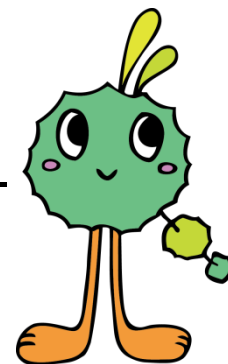
→手続きは変わりません。

新制度

2 新制度に移行 する幼稚園

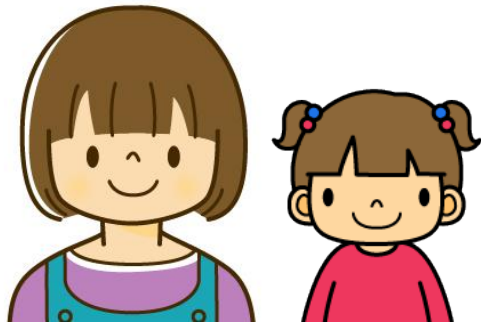
→入園の申し込みとは別に
認定の手続きが必要となります。

どちらを選ぶかは各園が判断します。



1 現行制度（私学助成）のままの 幼稚園に新たに入園する方

現在と同様です



利用希望の方

10月中旬～

幼稚園で願書が
配布される。

11月1日～

①願書提出

②幼稚園と利用
契約を結ぶ



○在園児については特段手続き不要です。

新制度に移行する幼稚園を利用する場合は「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○新制度では、区が「保育の必要性の認定」を行い、保護者に認定証が交付されます。

○認定区分は次の3つがあります。

- ・両親ともに就労していて「保育の必要性あり」の場合でも、希望すれば幼稚園に通うことができます。
- ・教育標準時間前後に預かり保育を行う園もあります。

支給認定区分	保育の必要性	年齢	教育・保育時間	利用できる主な施設
1号認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	あり	満3歳以上	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3号認定	あり	満3歳未満	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業など

2-① 新制度に移行する幼稚園へ 平成27年4月から新たに入園する方

10月中旬～ 幼稚園で願書が配布される。

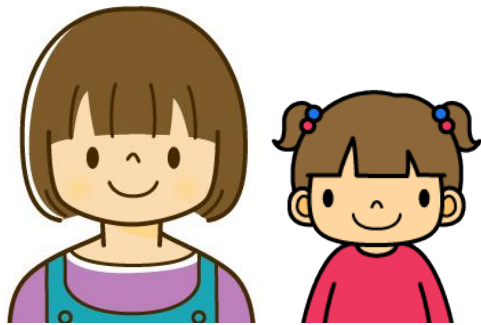
11月1日～ ①願書提出

②内定

③認定申請書を
幼稚園から受け取る

④③の申請書を
幼稚園に提出する

⑥認定証を受領後、
幼稚園と利用契約
を結ぶ



利用者希望の方



幼稚園

※幼稚園は④の
申請書を区に提出



区役所

⑤自宅に認定証が届く

1月中を予定

2

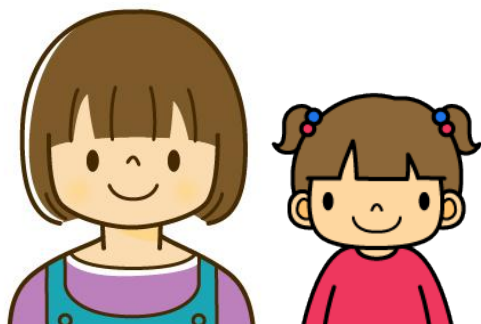
-② 新制度に移行する幼稚園を 現在利用している方

11月頃(予定)

①幼稚園から認定申請書
が配布される

②①の申請書を
幼稚園に提出

④認定証を受領後、
幼稚園と利用契約を
結ぶ



利用希望の方

③自宅に認定証が届く



幼稚園

※幼稚園は②の
申請書を区に提出

1月中を予定



区役所

保育料（利用者負担）について



現行のまま

これまで通り各園が定めた保育料を各園へ支払います。

新制度

保護者の所得（区民税額）に応じて区が定めた利用者負担額を各園へ支払います。



この他、各園独自に

- 実費徴収（給食費、通園費、教材費など）
- 上乗せ徴収（教員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備など）

が発生する場合があります。

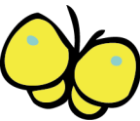
- 実際の利用者負担額については平成27年3月頃のお知らせを予定しています。

国の27年度予算編成過程を経て区が定めることとなるため、具体的な金額はまだお知らせできません。ご了承ください。

預かり保育と長時間保育について

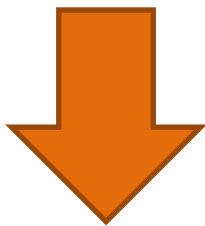
幼稚園の「預かり保育・長時間保育」の新制度における取扱い

- 原則として預かり保育・長時間保育についても、幼稚園自体が新制度に移行するかどうかが仕組みが分かります。



現行のまま

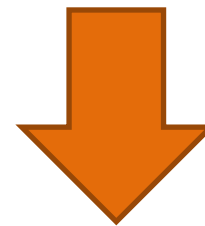
「施設型給付」を受けない幼稚園



私学助成による預かり保育補助
(現行どおり)

新制度

「施設型給付」の対象となる幼稚園



区から「一時預かり事業」(区の「地域子ども・子育て支援事業」の1類型)を各園が受託

○預かり保育の利用者負担についても詳細は現在検討中であり、平成27年3月頃のお知らせを予定しています。

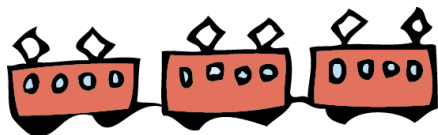
地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは？

保育所や幼稚園に通っているかに関係なく、全ての子育て家庭を支援するための事業です。これまで実施してきた事業の充実だけでなく、新たに始まるサービスもあります。 ※以下一部の事業です。

☆利用者支援事業〔新規〕☆

保育園・幼稚園等の施設の利用や地域の子育て支援事業等についての情報提供、子育てに関する相談等、子どもの保護者が身近な場所で、ニーズに合った支援を受けられる事業

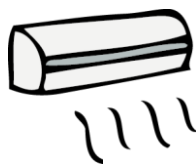


☆ひととき保育・一時保育・幼稚園の一時預かり（一時預かり事業）☆

保護者の就労やリフレッシュ等のために行う一時預かり事業

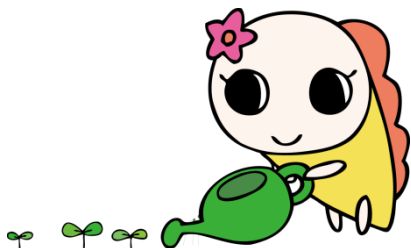
☆ファミリー・サポート・センター☆
(子育て援助活動支援事業)

ファミリー・サポート・センターに登録した協力会員が、利用会員のニーズに合わせて放課後や学童クラブ後の預かりや送迎を行う事業



☆子どもショートステイ☆
(子育て短期支援事業)

保護者が病気・出産・介護などで一時的に子ども(0~12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で宿泊で預かる事業



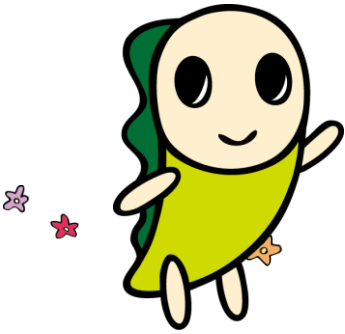
☆病児・病後児保育☆
(病児保育事業)

保育園・幼稚園に在籍している子どもが、病気やけが等により施設を利用できない場合に預かる事業



などなど...

まとめ



各園が選択



	現行のままの幼稚園	新制度に移行する幼稚園
申込 手続き	<ul style="list-style-type: none">○各園に申込み、直接契約を結びます。	<ul style="list-style-type: none">○各園に申込み、直接契約を結びます。(現行と同じ)○幼稚園を通じて認定申請を行い、杉並区が認定証を交付します。
保育料の 考え方	<ul style="list-style-type: none">○各園が定めた料金を支払います。○世帯所得に応じた補助金(就園奨励費)が後で支払われます。	<ul style="list-style-type: none">○保護者の世帯所得に応じて、杉並区が定めた料金を支払います。○園独自の上乘せ徴収などが発生する場合があります。

お問い合わせ先

杉並区 保健福祉部 保育課
子供園・幼稚園担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL 03(3312)2111(代表) 内線1302

